

平成28年 8 月 26 日
内閣官房内閣人事局

幹部候補育成課程の運用の状況に関する公表について（平成28年度）

1 公表の趣旨

国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第61条の9第1項に規定する幹部候補育成課程（以下「課程」という。）は、平成26年に施行し、各府省等において運用しているところである。

課程の運用状況については、法第61条の10第1項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成26年政令第191号。以下「政令」という。）第14条第1項の規定に基づき定期的にフォローアップし、幹部候補育成課程の運用の基準（平成26年内閣官房告示第1号）に基づき公表することとされていることから、内閣人事局において取りまとめて公表を行うものである。

2 平成27年度における運用状況

(1) 対象府省等

法第61条の9第1項及び政令第13条の規定により幹部候補育成課程を設置している府省等（会計検査院及び人事院を除く。）

(2) 運用状況

ア 選定の実施状況（別紙1参照）

平成27年度において、対象府省等全体として1,613名（うち女性258名（16.0%））の課程対象者を選定した。

イ 課程対象者の状況（別紙2参照）

平成27年度末日における課程対象者は、対象府省等全体として6,257名（うち女性1,000名（16.0%））である。

そのうち、1,154名が選定後から平成27年度末日までの間に、他府省等、民間企業、国際機関等、地方公共団体、地方支分部局における勤務、海外留学等、多様な勤務を経験する機会等を1回以上付与されている。

また、1,719名が同期間に内閣人事局による幹部候補育成課程中央研修を受講しており、1,449名が同期間に対象府省等による幹部候補育成課程に関する研修を1回以上受講している。

ウ 課程の終了等の状況

平成27年度において、対象府省等全体として16名（うち女性4名）が課程を終了した。また、31名（うち女性10名）が引き続き課程対象者としなないことと決定された。

以上

問合せ先
内閣官房内閣人事局 幹部候補育成課程担当 梅澤、手塚、川中、渡邊 電話 03-6257-3753（直通）

(別紙 1)

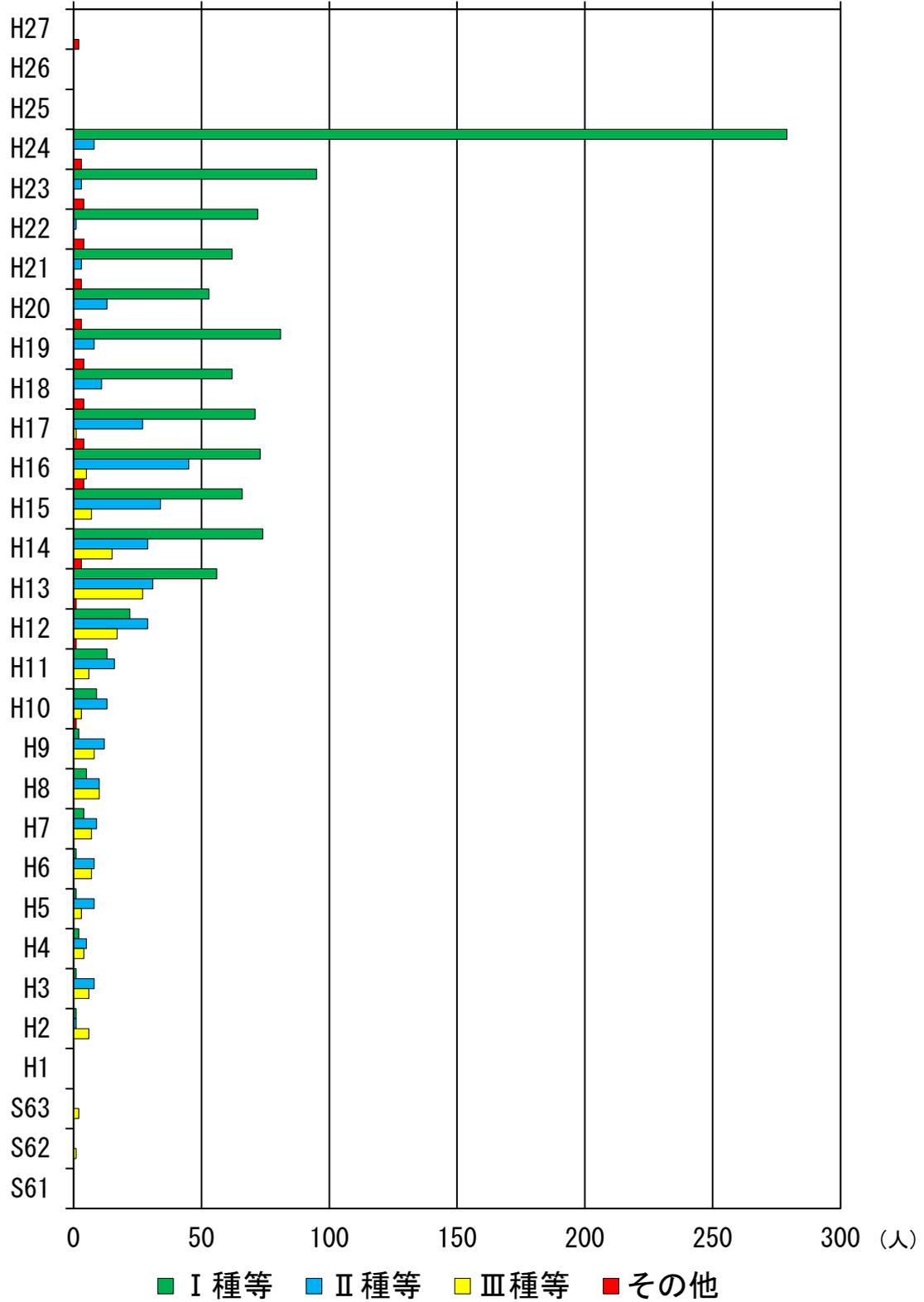
○選定の実施状況

項目		採用試験等の種類				合計
		I 種等	II 種等	III 種等	その他	
平成 27年度	人数	1,105 (197)	332 (45)	135 (6)	41 (10)	1,613 (258)
	構成比	68.5%	20.6%	8.4%	2.5%	100.0%

- (注) ・ 「I 種等」とは、国家公務員採用 I 種試験その他 I 種試験に準ずる試験をいう。
・ 「II 種等」とは、国家公務員採用 II 種試験その他 II 種試験に準ずる試験をいう。
・ 「III 種等」とは、国家公務員採用 III 種試験その他 III 種試験に準ずる試験をいう。
・ 「その他」とは、選考採用者等をいう。
・ 各「人数」は男女合計の人数、() 内は女性の内数を示す。
・ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

前年度（平成27年度）の選定の実施状況

(採用年次)



(別紙2)

○前年度（平成27年度）末日における課程対象者の状況

- ・多様な勤務機会等の付与や研修の受講状況（選定後～平成27年度末）

項目	課程 対象者数	多様な勤務機会等の付与		研修の受講		
		1回以上	うち2回以上	中央研修		各省研修
				係長級	課長補佐級	1回以上
人数	6,257 (1,000)	1,154 (140)	28 (1)	823 (130)	896 (109)	1,449 (201)

- (注) ・「課程対象者数」とは、平成27年度末日における課程対象者の人数をいう。
- ・「中央研修」とは、内閣人事局が実施した幹部候補育成課程中央研修をいう。
 - ・「各省研修」とは、対象府省等が実施した課程対象者向けの研修をいう。
 - ・各「人数」は男女合計の人数、（ ）内は女性の内数を示す。

(参照条文)

○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

(運用の管理)

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② (略)

○幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）（抄）

(運用の状況の報告)

第十四条 法第六十一条の十第一項の規定による定期的な報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前年度における幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者の選定の実施状況
- 二 前年度における課程対象者について引き続き課程対象者とするかどうかの判定の実施状況
- 三 前年度の末日において課程対象者としている者の状況
- 四 前年度における法第六十一条の九第二項第三号の研修の実施、同項第四号の研修の受講及び同項第五号の機会の付与の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

2 (略)

○幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）（抄）

第 7 その他

1 内閣総理大臣に対する報告等

(1) (略)

(2) 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。）は、法第 61 条の 10 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、内閣総理大臣に対して課程の運用の状況を報告するものとし、内閣総理大臣は、課程の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(3) (略)